宮城県漁業協同組合にかかる
信用事業強化指導計画の
履行状況報告書

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の

再編及び強化に関する法律附則第 8 条第 1 項)

平成 28 年 6 月

農林中央金庫

目　次

１　はじめに　1

２　信用事業強化計画を実施するために行う指導の進捗状況　2

（１）水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策への指導　2

（２）財務内容の健全性および事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策への指導　5

（３）被災債権の管理および回収に関する指導　6

３　指導体制の強化の進捗状況　6

４　経営指導のための施策の進捗状況　7

（１）信用事業強化計画の履行状況の管理　7

（２）モニタリング　7

（３）計画の履行を確保するために必要な措置　8

１　はじめに

当金庫は，宮城県漁業協同組合（以下，「当組合」という。）が被災地域の水産業者に対する信用供与の円滑化と，被災者支援・被災地域の復興を担う重要な漁業協同組合であるという認識の下，被災者等への円滑な資金供給機能を果たしていくために，農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律を活用することにより，当組合の財務基盤の健全性を確保いたしました。

当金庫といたしましては，当組合がこれまで以上に地域の水産業者への円滑な資金提供や充実した金融サービスの実施を図るよう，今後とも「信用事業強化指導計画」に基づく指導および助言を実施するなど全面的な支援を行ってまいります。

２　信用事業強化計画を実施するために行う指導の進捗状況

（１）水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策への指導

当組合では，信用事業強化計画に掲げた施策実施状況および計数実績等につきまして，月次で開催する実務者会議（以下，「実務者会議」という。）にて，常勤理事が参画のうえ，進捗管理を行っております。

当金庫は，水産業者に対する信用供与の円滑化と地域経済の活性化に資するため，各施策の実施状況および実績の把握に努めるとともに，これまで以上に地域の水産業者への円滑な資金提供や充実した金融サービスの実施が図られるよう，平成 24 年４月から毎月，当組合の実務者会議に参画し，当組合からの報告等を踏まえ，以下のとおり指導等を行っております。

ａ　水産業者に対する信用供与の実施体制の整備への指導

当組合では，早期の地域漁業の復興，組合員の漁業再開等に向けた取組実践サポート部門として「復興対策室」を設置し，9,200 余人の原則組合員全員を対象とした面談調査を延べ６回（平成 23 年度２回，平成 24 年度以降毎年度１回）実施し，今後の漁業再開に向けたニーズ把握等に努め，施設復旧のための各種補助金申請にかかる相談対応等の支援を行っております。

また，当組合では，平成 25 年４月に，それまでの支所を中心とした分散型の事業運営態勢から，経済事業・信用共済・指導総務の各事業本部に機能と権限を集約する事業本部制へ移行しました。事業本部制への移行により，各事業本部のスタッフ機能を強化するとともに，総合支所単位で専門性の高い人材を配置し，組合員・利用者の復旧支援・経営支援を行っております。

さらに，当組合では，上記の事業本部制や一元的予算管理の導入，新人事制度の導入，為替店舗の集約化等による組織再編後の業務運営について，地区毎の現地検討会での取組みを通じて，本所・総合支所・支所が一体となり，適切に取り組んでおります。

28 年４月からは，本所内に支所統括室を新設するとともに，総合支所を機能別に分割し，事業毎の連携体制の一層の明確化および支所運営のサポートの充実化を図ることとしております。

当金庫につきましては，組合員の漁業再開・生活再建の状況や組合員のニーズを踏まえた当組合の各種施策について，全国漁業協同組合連合会（以下，「全漁連」という。）と連携のうえ，当組合への職員派遣や実務者会議等を通じて，指導・支援を継続してまいります。

ｂ　水産業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制への指導

当組合では，既往債務者対策，水産業者向け融資および震災の復興支援を積極的に推進するため，理事長以下全常勤理事および各部長・次長が参画す

る実務者会議等を通じて，震災の影響を受けている既往債務者，水産業者への復興支援施策（制度資金・行政による補助事業等），被災者向け融資の進捗状況および計数実績等に対する管理・指導を行っております。

加えて，当組合の理事会・経営管理委員会において，月次で信用事業強化計画の取組状況の報告を行い，計画の進捗状況を管理するとともに，復興状況に応じた当組合の地域における信用供与の対応状況および地域の復興状況に合わせた当組合の施策を検討しております。

当金庫といたしましては，引き続き全漁連とともに実務者会議に参画し，当組合において適切に計画の進捗管理が行われていることを確認するとともに，水産業者に対する信用供与の円滑化や地域経済の活性化に資する方策が効果的に実施されるよう指導を行っております。

c　金融面の対策への指導

（ａ）既往債務の対策への指導

当組合では，東日本大震災以降，平成 23 年 12 月末までの間に受け付けた 354 先，3,994 百万円の返済猶予について，これらの資金に対して，貸出条件変更（条件緩和）や無利子や低利で借換えが可能な資金等も積極的に提案した結果，平成 28 年３月末時点では，１先，７百万円まで減少しております。また，現在，一時的な収益悪化により返済が滞っている漁業者等に対しては貸出条件変更（条件緩和）等を提案しておりますが，平成 27 年 10 月から平成 28 年３月末の間での対応はございませんでした。

二重債務問題に関する組合員・利用者からの相談については，個人版私的整理ガイドラインの適用については，平成 27 年 10 月から平成 28 年３月末までに，相談件数１件を受け付けました。債務者の状況に応じて個別に対応を進めております。

当金庫としましては，被災者が抱える二重債務問題に当組合が適切に対応できるように，当組合に対して，個人版私的整理ガイドライン説明会（平成 23 年８月）や，（株）東日本大震災事業者再生支援機構にかかる説明会（平成 24 年３月），二重債務対策にかかる説明会（平成 24 年６月）を開催し，制度の内容や利活用に向けた手続等の周知を行うとともに，被災者から相談があった場合に，当組合が円滑かつ適切に対応できるよう対応手順等を示したマニュアルを提供しております。

また，当金庫および当組合では，県内において行われる防災集団移転促進事業に関して，自治体による買上げ対象となる宅地等にかかる抵当権の取扱いについて，ＪＦマリンバンクとしての対応方向をまとめ，平成 24 年 12 月に公表いたしました。この中で，買上げ代金が債務に充当される場合には，住宅ローンが全額返済とならない場合等を含めて基本的に抵当権解除に応じる方向であること，また，その後の債務返済のご相談についても真摯に対応することとしております。

以上のように，被災者から二重債務問題に関する相談があった場合に，

当組合が円滑かつ適切に対応できるようサポートを行っており，今後も，被災者からの二重債務問題に関する相談等の状況を踏まえ，指導・支援を継続してまいります。

なお，当金庫から（株）東日本大震災事業者再生支援機構および（社）個人版私的整理ガイドライン運営委員会宮城支部に１名ずつ出向者を派遣し，被災者の負担軽減に向けたサポート等に努めております。

（ｂ）新規資金需要への対応への指導

当組合では，事業再開に向けて，漁船等の設備取得を希望する組合員等に対しては，漁業近代化資金や農林漁業セーフティネット資金等を提案し，平成 27 年 10 月から平成 28 年３月までの間に漁業近代化資金で 35 件，736 百万円に対応しております。

また，組合員の状況やニーズ等を踏まえて，当組合の独自資金である東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金の活用も積極的に提案し，同期間内に４件，31 百万円を対応するなど，漁業者の早期漁業再開に向けて，円滑な対応を進めております。

住宅ローンを中心とした組合員・利用者の生活再建に必要な資金につきましては，同期間内に 45 件，845 百万円を対応しております。加えて，当金庫もサポートのうえ，保証会社による住宅ローン保証を平成 26 年３月に導入し，住宅ローンの対応力を強化しております。

当金庫としましては，実務者会議に参画し，上記資金の融資状況の推移について報告を受け，組合員・利用者へ適切な資金供給が図られるよう助言を行っております。また，「東日本大震災水産業災害対策資金」の利子補給により，引き続き組合員・利用者の負担軽減に取り組むとともに，平成 25 年７月からは，被災者等の住宅建設，生活の再建を促進し，被災地域および被災者の復興を支援するため，被災者等が当組合から新たに借り入れるローン（住宅ローン，マイカーローン，教育ローン）に対して，当組合に利子補給を行うことにより，更なる借入負担の軽減策を図っております。

（ｃ）その他

当組合では，被災者の生活再建を支援するため，平成 27 年４月，６月から７月および平成 28 年１月から平成 28 年２月まで，「震災復興応援定期貯金」のキャンペーンを実施しております。

当金庫としましては，当組合の負担を軽減するべく，上乗せ金利の一部を助成しているほか，上記貯金の定期的なキャンペーンの実施に向け，助言を行っております。

また，当組合では信用事業における組合員・利用者の利便性向上のため店舗網の整備を進めておりますが，当金庫としてはこの取組みを支援するため，平成 25 年１月に業務車両等で持ち運ぶことにより複数拠点で金融

サービスを提供できる可動式端末 30 台を当組合に対して寄贈しました。寄贈した可動式端末につきましては，特定の曜日に営業を行う店舗や，移動店舗車において活用されております。

当金庫といたしましては，引き続き，当組合の組合員・利用者の生活再建を支援するための取組みにつきまして，全漁連と連携して指導・支援を継続してまいります。

ｄ　漁業の早期復興に資する方策への指導

当組合では，9,200 余人の原則組合員全員を対象とした面談調査によって漁業再開ニーズを把握したうえで，組合員が早期に漁業を再開できるよう，国が措置した各種の漁業復興に向けた支援策を極力活用することとし，水産庁の「水産復興マスタープラン」における「漁船・漁具等の生産基盤の共同化・集約化を推進する」との基本方針に沿ったかたちで，組合員による漁業の共同化を推進しております。

具体的には，組合員が国の「共同利用漁船等復旧支援対策事業」（注）を活用するにあたり，共同利用事業の実施主体として組合員のグループが平成 23 年 12 月に設立した「宮城県北部施設保有漁業協同組合」，「宮城県中部施設保有漁業協同組合」，「宮城県南部施設保有漁業協同組合」について，補助事業の活用や事務的事項（経理，総務，資産管理等）のとりまとめ等，全面的な支援を行っております。

その結果，宮城県から補助金交付の決定を受けた漁船等のうち，平成 23 年度から平成 28 年３月末までの累計として，5,158 件が完了するなど，漁業再開に向けて，枠組みの構築，円滑な運営支援が行われております。

当金庫としましては，当組合が当該施設保有漁業協同組合の事務支援に迅速かつ的確に取り組めるよう，全漁連と連携のうえ，当組合への職員派遣等を通じて，会議設営や運営サポートなどの支援を行っております。

また，当組合の組合員である漁業者への支援として，全漁連と連携のうえ，ワカメ・コンブ養殖業者に対する共販用ダンボールの費用助成（平成 24・25 年度），漁船漁業者に対する魚箱の寄贈（平成 24 年７月）およびノリ養殖業者に対する，共販用ダンボールの費用助成（平成 25・26 年度）を実施いたしました。

注：漁船等に被害を受けた漁業者のために漁業協同組合等が行う漁船の建造，中古船の導入，定置網漁具の導入に対して支援する国の補助事業です。

（２）財務内容の健全性および事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策への指導

当金庫では，当組合に対するＪＦマリンバンク基本方針に基づくオフサイトのモニタリング（月次・半期・年次）および定期的な進捗管理を通じ，市場・信用リスクの状況を確認するほか，ストレステストを実施する等により，財務内容の健全性が確保されていることを確認しております。

（３）被災債権の管理および回収に関する指導

当金庫では，当組合が実施する被災債権の管理および回収につきまして，以下のとおり指導・サポートを実施しております。

ａ　被災債権の状況把握

当組合では，震災の影響を受けた債権について，実務者会議を通じて関係部署間での情報共有を図り，被災債権の管理・状況把握に努めております。

当金庫では，平成 24 年５月から開催している四半期に一度の実績検討会（以下，「実績検討会」という。）において，信用事業強化計画の履行状況とともに，被災債権の管理および回収状況の把握を行っております。

ｂ　被災者ニーズを踏まえた支援方策への指導

当組合では，被災した組合員・利用者からの声に丁寧に耳を傾け，組合員・利用者にとって最適な金融機能の提供に努めることはもとより，状況に応じた最適な支援等の提案・実施をしていくとともに，地域水産業・経済の活性化に向けて真摯に取組むこととしております。

当金庫では，被災者の状況に応じた，必要かつ十分な対応が継続的になされるよう，実績検討会等を通じて状況把握を行ったうえで，当組合の復興対策室を中心とした被災者の支援等について指導を行っております。

３　指導体制の強化の進捗状況

当金庫では，平成 25 年度から 27 年度までの３年間を期間とする「中期経営計画」において，復興支援を引き続き最重要課題として位置付け，本支店一体となって取り組んでまいりました。

これにあたり，平成 23 年６月に整備した体制（理事長を本部長とする復興対策本部会議の設置，復興対策担当理事の配置，本店「復興対策部」の設置）を維持し，行政機関や全漁連と連携した支援に取り組んでまいりました。

また，当組合に対する指導・支援を強化するため，当組合を担当する仙台支店における漁協系統担当管理職１名の増員を継続しているほか，これとは別に，当組合における信用事業強化計画の実施・進捗管理等を支援するため，当組合に対する幹部職員２名の派遣も継続しております。さらに，全漁連に対しても，当組合を指導する部署である信用･組織指導部に，復興対策を主とする職員１名を引き続き派遣しております。

当金庫といたしましては，平成 28 年度か 30 年度までの３年間を期間とする「中期経営計画」においても，復興支援を引き続き最重要課題として位置付け，適切な体制のもと，本支店一体となって，また，行政機関や全漁連等と引き続き連携し，当組合における信用事業強化計画等の着実な遂行および達成に向けた支援や，「復興支援プログラム」（注）の着実な実践等に継続的に取り組んでまいります。

注：本プログラムは，農林水産業の復興を全力かつ多面的に支援することを目的に平成 23 年 4 月創設，支援額 300 億円を想定しており，被災された農林水産業者に対する金融支援や，被災地域の生活再建に向けた取組み支援，当組合を含めた被災地の会員の経営基盤強化のための事業・経営支援などについて，役職員をあげた取組みを展開しております。

4　経営指導のための施策の進捗状況

（1）　信用事業強化計画の履行状況の管理

当組合の信用事業強化計画については，四半期に一度，実績検討会において，県行政等の協力を得ながら履行状況の把握を行い，計画履行に向けて必要な指導および助言を行うこととしております。

また，実績検討会を通じ把握した履行状況や当金庫等の指導状況については，半期に一度，弁護士・税理士等の有識者により構成される「第三者委員会」に報告を行い，意見の聴取ならびに評価を受けるものとしております。同委員会の意見・評価を踏まえ，当金庫経営管理委員会の下に設置し，全国の信用漁業協同組合連合会の会長クラスにて構成されている「ＪＦマリンバンク中央本部委員会」に報告し，他県の漁業協同組合等経営者における意見も踏まえ，必要な指導および助言を行うこととしております。

当金庫では，県行政・関係諸団体等も参画する実績検討会において，当組合より信用事業強化計画の履行状況報告の提出を受け，組合員の漁業再開・生活再建に向けた相談体制整備，信用供与の実施状況等について取組状況を把握するとともに，当組合内での事業間連携を図り，組合員・利用者の漁業再開・生活再建に向けた相談機能を発揮するよう指導・助言を行っております。

当金庫としましても，当組合が信用事業強化計画に掲げた主要施策につきましては，ほぼ計画どおりに実施されているものと認識しております。

（2）　モニタリング

当金庫は，ＪＦマリンバンク基本方針に基づき，月次・四半期・年次のモニタリングを行っており，定期的な経営状況の把握に努めております。

具体的には，当組合は有価証券を保有していないため，有価証券および市場リスク調整後自己資本比率等のモニタリングは運用を停止しておりますが，当組合のリスクや資金運用状況を把握・点検するため，アウトライヤー比率および自己資本額・信用供与限度額については四半期でモニタリングを行っております。また，貸借対照表・損益計算書等の状況を年次で分析し，ストレステストを実施しており，当組合の財務内容の健全性に問題ないことを確認しております。

a　月次および四半期モニタリング（オフサイト）

当金庫は，当組合のリスクや資金運用状況を把握・点検するため，毎月または四半期ごとに，以下の項目についてモニタリングを行っております。

項　　目
① 有価証券残高（月次）※1

② 市場リスク調整後一年基準自己資本比率（月次）※2
③ 有価証券損益（四半期）
④ 有価証券感応度（四半期）
⑤ アウトライヤー比率（四半期）
⑥ 自己資本額および信用供与限度額（四半期）

※1・2 現在当組合は有価証券を保有していないため運用停止中

b　年次モニタリング（オフサイト）

当金庫は，経営状況を把握・点検するため，当組合から事業年度（平成28年３月期）終了後に以下の報告を受け，モニタリングを行うこととしております。

項　　目
① 業務報告書
② 事業計画書
③ ディスクロージャー誌
④ 全体収支・部門別収支
⑤ 自己資本比率の状況
⑥ 基本方針が定める基準への該当状況
⑦ 水協法の法令遵守の状況等
⑧ 大口与信先の状況
⑨ 有価証券の内容
⑩ 減損会計への対応
⑪ 貸借対照表，損益計算書
⑫ 貯金・貸出金の員外利用比率の状況

c　オンサイトモニタリング

上記オフサイトによるモニタリングの結果，ＪＦマリンバンク基本方針に定める基準に抵触した場合は，ＪＦマリンバンク基本方針に基づき，当組合の財務状況等について，統一された視点でオンサイトによるモニタリングを行うこととしております。当組合においては，現在のところ基準抵触はない状況です。

d　ＪＦ全国監査機構による監査との連携

信用事業を実施する漁業協同組合は，全漁連（ＪＦ全国監査機構）による監査を受けることとされており，平成27年度においても，平成28年５月に期末監査を実施することとしております。

今後，監査結果等に改善すべき点があった場合には，当金庫が実施している当組合への指導・サポートに，その監査結果等を活用してまいります。

（３）　計画の履行を確保するために必要な措置

当金庫は，当組合の経営状況や課題等を把握したうえで，信用事業強化計画の達成に必要と判断される措置を実施いたしております。

ａ　人的支援の実施

前述のような指導体制を維持し，当金庫・全漁連が一丸となって当組合のマネジメント強化をサポートしております。

ｂ　震災相談部署への指導・サポート

当組合からの震災にかかる相談等に対しては，当金庫仙台支店の漁協系統担当班が窓口となり，当組合への説明会（個人債務者の私的整理に関するガイドライン対応にかかる説明会（平成 23 年８月），（株）東日本大震災事業者再生支援機構にかかる説明会（平成 24 年３月），二重債務対策にかかる説明会（平成 24 年６月））を開催し，個人版私的整理ガイドライン運営委員会に派遣している当金庫職員との情報共有，当組合との打合せを開催するなどして，貸出債権実務における課題の整理や，二重債務問題にかかる指導・サポートを行っております。

また，当組合が実施する被災債権の管理および回収について，当金庫は，当組合からの日常的な相談等に対し，必要に応じ外部専門家の機能も活用しながら対応するとともに，定期的な進捗管理を通じその実施状況を把握し，適時，適切に指導・助言を行ってまいります。

さらに，当金庫が参画する当組合の実務者会議にて，地域の水産業者への円滑な資金提供や充実した金融サービスの実施に向けた取り組み状況を把握したうえで，改善すべき事項に対しては，原因分析や対応策を策定するよう指導・サポートを行っております。

ｃ　人材育成への支援

被災地域において水産業者をはじめとする組合員・利用者からの相談に的確に対応し，様々なニーズに対応できる十分な金融手法や各種事業の知識をもった人材の育成をサポートするため，当組合内の県域漁業金融の中核を担う人材である「漁業金融相談員」に対して，当金庫関係会社の（株）農林中金アカデミーによる研修プログラムの提供などを行っており，当組合においては（株）農林中金アカデミーの貯金窓口事例研修やコンプライアンス研修を活用しております。

以　上